寒川町公用車ドライブレコーダー等の管理及び運用に関する規程新旧対照表

現行	改正案
～略～ （個人情報の保護） 第3条　職員は、寒川町個人情報保護条例（平成11年寒川町条例第25号）に基づき、ドライブレコーダー等を管理し、及び運用しなければならない。 ～略～	～略～ （個人情報の保護） 第3条　職員は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令に基づき、ドライブレコーダー等を管理し、及び運用しなければならない。 ～略～ 附　則 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。